

ネットトラブルにあわないために 家庭でできること

①ルールを決めて利用

家族で話し合って、インターネットを正しく安全に利用しましょう

家庭のルールの例

- 何かあつたらすぐ相談する
- 利用する場所と時間帯（深夜の使用はしない。）
- パスワードは誰が管理するか
- フィルタリングをかける
- アプリをダウンロードするときの許可
- SNSなどに書き込むルール
- 知らない人とのやり取りをしない
- ルールが守れなかつたら使用禁止する



②フィルタリングサービス

フィルタリングは、有害な情報サイトにアクセスすることによるトラブルから、子どもを守る機能で、青少年インターネット環境整備法に、保護者の責務として義務付けられています。

SNS等によって被害にあった多くの青少年はフィルタリングサービスを利用していました。

「子どもを信じているから」という理由で、フィルタリングサービスを利用していない青少年が被害にあう場合があります。

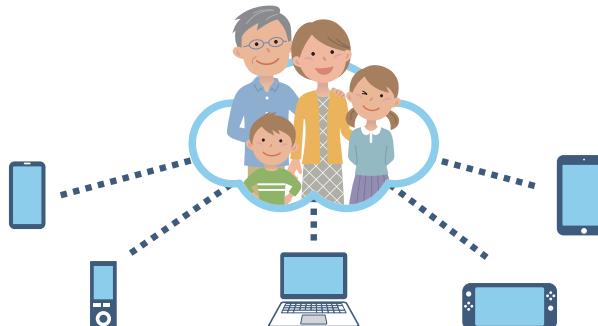
- フィルタリングサービスは、契約後でも、販売店等で申し込めば、利用できます。

③ペアレンタルコントロール

ペアレンタルコントロールは、子どもが利用するスマホやタブレット、ゲーム機等の利用状況を、保護者が把握し、安全管理する仕組みです。

ペアレンタルコントロールの主な機能

- プレイ時間の制限・調整
- 課金等の管理
- ネットワーク利用の制限
- 年齢区分（レーティング）のチェック等



インターネット上のトラブルに関する 相談・通報窓口

船橋市

■青少年センター

電話：047-431-3749（相談専用ダイヤル）

住所：船橋市本町1-23-7

受付：月曜日～金曜日午前9時～午後4時

※祝休日・12月29日～1月3日を除く

※青少年センターでは、6歳（小学校就学）から19歳までの青少年に関する家庭での教育やしつけ、子供の学校生活、家族関係等の相談を電話やメール、来所によりお受けしております。

■船橋市消費生活センター

電話：047-423-3006（相談専用ダイヤル）

住所：船橋市本町1-3-1フェイスビル5階

受付：月曜日～金曜日、第2・4土曜日午前9時～午後4時

※祝休日・12月29日～1月3日を除く

※消費生活センターでは、商品・サービスや契約に関するトラブルについて解決のための助言・あっせん等を行っています。まずはお電話にてご相談いただきますようお願いいたします。

■千葉県警察京葉地区少年センター

電話：047-451-6031

住所：習志野市鷺沼1-2-2NKCビル3階

受付：毎週月曜日～金曜日午前9時～17時

（面接相談要予約）

※祝休日・12月29日～1月3日を除く

※千葉県警察京葉地区少年センターでは、20歳未満の少年や保護者からの非行や犯罪被害等に関する相談に応じています。

■総合相談窓口

●船橋警察署

電話：047-435-0110

※警察署にあつては警務課に相談を受理（受付）するための総合相談窓口を設置し、寄せられる警察相談に対し、迅速に対応しています。

●船橋東警察署

電話：047-467-0110

その他

■違法・有害情報相談センター

業務委託元：総務省



■インターネット人権相談受付窓口

法務省



■インターネット・ホットラインセンター

業務委託元：警察庁



■セーフライン

（一社）セーファーインターネット協会



Internet safety guide

インターネットを 正しく安全に利用するためには



ネットトラブル・被害事例

✓ 事例1 ネット上の悪口・中傷

だれが書いたかすぐにわからないことを悪用して、相手を傷つける書き込みは、ネット上でのいじめに他なりません。

相手を中傷した投稿は、投稿者の情報が開示される場合があります。また、鍵付きアカウントであったとしてもどんな発言をしても構わないというわけではありません。場合によっては名誉毀損が成立し、損害賠償金の支払いを命じられることがあります。

✓ 事例2 面識のない人とのやりとり

SNSやオンラインゲームでは、自分の本当の姿が見られないことを悪用し、やりとりを続けて信頼関係をつくり、裸の画像を送らされる自画撮り被害の事案が発生しています。

裸の画像でなかったとしても、安易に個人情報を送信してしまうと、ストーカー被害、なりすまし被害、性犯罪、誘拐、殺人事件に巻き込まれる可能性があります。

最近の事例では、「#高額バイト募集」にだまされ、犯罪行為をさせられてしまうこともあります。位置情報アプリで、知らない人に自宅を突き止められてしまうこともあります。

✓ 事例3 オンラインゲーム利用のトラブル・被害

- 長時間利用する習慣がつき、日常生活や学校生活に影響する。
- 親のクレジットカードや現金を持ち出し、ほしいアイテムなどに高額課金をしてしまう。
- 同じゲームをしているプレーヤーに、乱暴な言葉をかけてトラブルになる。
- ボイスチャットなどの会話から個人情報をもらしてしまう。
- 希少なゲーム内アイテムやゲームデータほしさに取引をする際、先にプリペイドカード番号を教えたが相手が取引に応じず、代金をだまし取られる。また、取引の前に身分証明書の提示を求められ、学生証や住民票の写真を送らされてしまうこともあります。



ネットの危険を考えよう ～何気ない投稿に潜む危険～

クイズ どうして問題のある投稿になるの？

Q1

個人の特定が
容易に行える
写真の投稿
/ 自分の個人情報の
公開



Q2

体育祭の集合写真
の投稿
/ 他人の個人情報の
公開



Q3

友達との悪ふざけ
の写真
/ 不用意な発言
の投稿



Q4

自分の裸を撮影
した画像の送信



上のような問題のある書き込みが発見されたら、
関係する機関に連絡します。

ネット利用の注意

自画撮り被害

だまされたり、脅されたりなどして児童が裸の写真を撮らされ、他人に送信させられる被害

- ①頼まれても、裸の写真を撮らない
- ②送信しない
- ③だまされたり、脅されたりしたら、すぐに警察等に相談
児童の裸の写真を保存した場合、児童買春・児童ポルノ禁止法の法律違反となります。

令和2年7月1日から県では、児童自身の裸の写真等を要求することを禁止しています。(千葉県青少年健全育成条例第19条の4)

一度、画像を送ってしまうと回収は困難です。親しい相手から頼まれても絶対に送ってはいけません。

政府インターネットテレビ 総務省
自画撮り被害が増加！SNS上の出会いに要注意!! →
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>



ネット依存、ゲーム依存

インターネットの動画やゲームなどを時間の制限なく使用していると、心身の健康、学業、将来などにも影響します。

利用時間帯や場所、やりとりする相手など使い方のルールを決めましょう。



ネットリテラシー

インターネットの情報は、すべて正しいとは限りません。誤った情報を広げてしまうと、大変なことになってしまいます。インターネットの情報は、本当に正しいのか、見分ける力をつけましょう。

自分は楽しいと思って、インターネット上に載せた画像が炎上してしまう事件が後を絶ちません。一度インターネットに上がった画像は、二度と消すことはできず、一生悩むことになります。
